

平 29 . 6 . 19
総 1 0 - 2

政府税制調査会 海外調査報告 (エストニア・スウェーデン)

2017年6月19日

中里実、林正義

- 納税者利便の向上等のため、2001年から、雇用者等から集まった情報を国税庁があらかじめ申告書に記入し、納税者に提供することで、納税者の税務申告を支援するサービス(「記入済申告書」)を導入。
- 公平な競争環境と適正な課税環境の確保のため、2014年から、事業者は、付加価値税の申告書(毎月)に合計1,000ユーロ(12万円)以上の取引相手に係るインボイス情報を記載。
- 公平な競争環境と適正な課税環境の確保のため、2014年から、法人・個人事業者の納税額等を公表。
- 個人番号・ポータルサイトを活用した様々な行政サービス・民間サービスが存在し、これらが社会インフラとして定着していることも、納税手続の利便性を高めている大きな要因。

(1) ICTの活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

➤ オンラインの申告・納税手続

納税者利便の向上のため、ポータルサイトからの申告・納税を可能に。モバイル端末も使用可能。

➤ 記入済申告書(給与所得者等)

記入済となるのは、給与・各種控除額等。事業所得やキャピタルゲインの取得価額等は対象外。

➤ 会計・納税システムの提供

新興企業や中小企業の経理・税務のサポートのため、申告書作成等の機能がついた企業会計ソフトを政府が提供。

➤ 電子申告・納税の推進

電子申告の利用状況(2013年)は、所得税:95%、法人税:99%、付加価値税:99%(法人税・付加価値税は、電子申告を一部義務化済。)

(2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

➤ 雇用者等からの情報提供

適正公平な課税のため、雇用者・控除関係機関等が給与・控除対象額等の情報を、国税庁へ電子的に提供。これらの情報を基に記入済申告書を作成。

➤ インボイス情報の申告書への記載

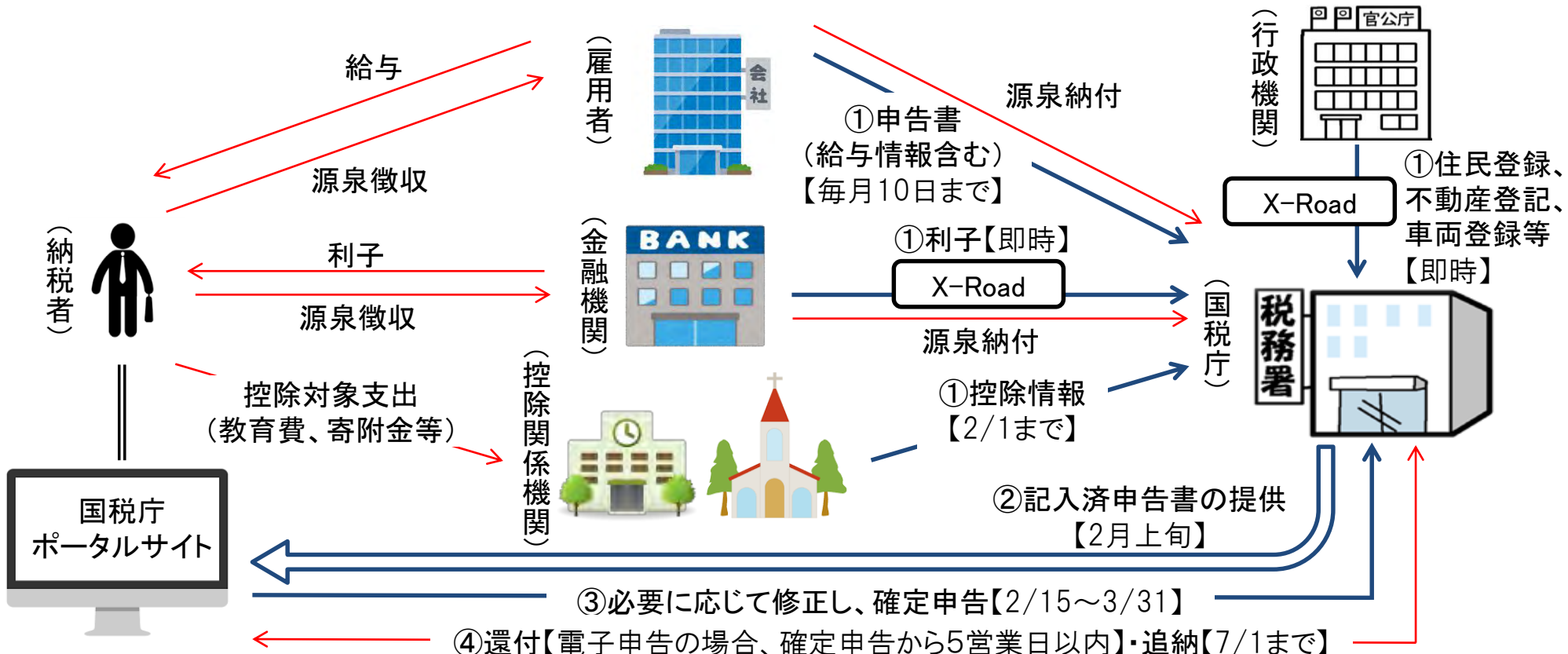
事業者は、付加価値税の申告書(毎月提出)の付表に、合計1,000ユーロ以上のインボイスを発行又は受領した取引相手についてのインボイス情報を記載。

➤ 法人・個人事業者の納税額等の公表

法律に基づき、法人・個人事業者の名前、納税額、売上高、従業員数等を四半期ごとに国税庁HPで公表。

エストニアにおける納税者利便の向上等に向けた取組（給与所得者等の記入済申告書）

- 給与・利子の源泉徴収を行いつつ、金融所得も含めた総合課税。税額の確定・精算手続は確定申告。こうした制度を背景に、納税者利便の向上等のため、2001年から給与所得者等の記入済申告書を導入。
- 記入済情報： 給与、利子、源泉徴収額、各種控除額（教育費、寄附金等）、国内公開株式の売却金額等。記入済でなく納税者が記入する情報： 事業所得、国外所得、キャピタルゲインの取得価額等。
- 記入済申告書は国税庁のポータルサイトで提供。紙の記入済申告書は、税務署で印刷することが可能。
- 修正がなければクリックのみで確定申告可能。確定申告は義務であり、無申告者には過料が科される。



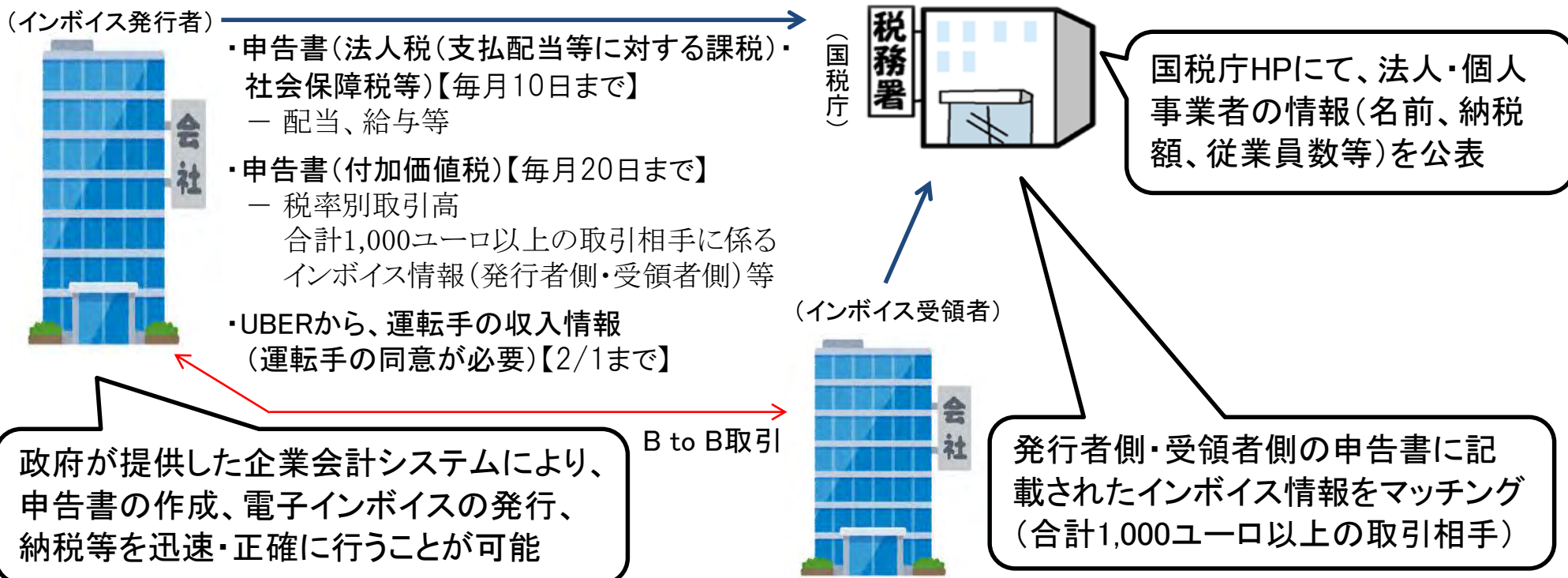
(注1) 個人所得税は暦年課税。

(注2) X-Road(情報交換基盤)は、法令で許容される範囲で、十分なセキュリティの下、行政機関や金融機関等がそれぞれ保有しているデータに対してアクセスできるコンピュータネットワークであり、最新情報を即時に取得可能。そのため、国民は同一情報を複数機関に登録する必要がない(ワンスオンリー原則)。

(注3) 地方自治体が独自に地方税を課することができるが、実際にはごく僅かしか導入されていない。

エストニアにおける制度の信頼性向上及び納税者利便の向上等に向けた取組（例）

- 事業者は、毎月、法人税（支払配当等に対する課税）、社会保障税、付加価値税等に係る申告書を提出。合計1,000ユーロ（12万円）以上のインボイスを発行又は受領した取引相手に係るインボイス情報を付加価値税の申告書に記載。
- 制度の信頼性向上のため、2017年から、UBER（自動車の配車システム業者）が、運転手の同意の下、その運転手の収入情報を国税庁に提供し、国税庁が記入済申告書に反映する仕組みを導入。
- 政府が提供する企業会計システムは、納税システムとリンクしており、各種申告書の作成、電子インボイスの発行、ダイレクトリンクによる納税等が容易に可能。
- 法人・個人事業者について、名前、納税額、売上高、従業員数等を国税庁のHPで公表。



（備考）邦貨換算レートは、1ユーロ＝117円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。

（注）付加価値税は、連続して12か月以上課税事業者である場合又は5つ超の取引内容を申告書に記載する場合には電子申告義務あり。法人税・社会保障税等は、従業員数が5人超の場合には電子申告義務あり。

エストニア国税庁に提供される主な情報について

■ 法人からの申告書

- 法人税(支払配当等に対する課税)・社会保障税等の申告書【毎月10日まで】
 - ・配当、FRINGE BENEFIT、法人が支払った寄附金等
 - ・給与、源泉徴収額等
- 付加価値税の申告書【毎月20日まで】
 - ・税率別取引高
 - ・合計1,000ユーロ(12万円)以上の取引相手に係るインボイス情報(発行者側・受領者側)等

■ 法令に基づき提供される情報【毎年2月1日まで】

- 所得控除の対象となる、教育費・寄附金・住宅ローン利子の支払額等
- UBERの運転手の運転に係る収入情報(当該運転手の同意が必要)

■ 各種の登録・登記等の情報【X-Roadを通じて最新情報を即時に取得可能】

- 住民登録、社会保険関連、事業者登録、年次財務報告書、許認可、不動産登記、車両登録、株式取引に係る情報等

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

エストニアにおける電子的行政サービス等について

- エストニアは、比較的面積が大きく人口が少ない国であり、国民に効率的に行政サービスを行きわたらせるため、1991年の独立以降、政府として様々な手続の電子化を推進。国民は、ポータルサイトから様々な行政サービスを利用可能。
- 1992年に個人番号を付番。現在、IDカードの保有率は97.9%（15歳以上の国民には取得義務あり）。個人番号を活用した電子サービスが国民に根付いており、電子申告の普及の土台となっていると考えられる。
- 電子化推進の3原則：①デジタルバイデフォルト（電子手続を原則とし、紙による手続は例外）、②ワンスオンリー（一旦提供された情報は再度要求しない）、③ノーレガシー（13年周期でシステムを完全刷新）。

導入年	サービス等	概要（網掛け箇所は電子政府のインフラ）
2000	e-Tax	オンラインでの税の申告。（記入済申告書は2001年から。）
	m-Parking	駐車の際に携帯電話から場所を登録。支払は通話代とともに引き落とし。
2001	X-Road	行政機関・金融機関等が各機関のデータにアクセス可能。ワンスオンリーを実現。
2002	e-School	教師（担任以外も含む）・親・生徒の間で成績や宿題等の学校情報を共有。
	ID Card	運転免許証、健康保険証、図書カード等としても活用。日本と違い住所の印字なし。
2003	ID Bus Ticket	オンラインでチケットを購入すれば、IDカードをチケットとして代用可能。
2005	i-Voting	世界初の国単位の電子投票。国外からも投票可能。2015年は投票数の1/3が電子。
2007	Mobile ID	携帯SIMカードに認証情報。IDカードリーダーがなくても電子サービスの利用が可能。
2008	e-Health	医療関係者が患者の診療履歴等を閲覧可能。患者は情報の非公開も選択可能。
2010	e-Prescription	処方せんを電子化することにより、病院・薬局・患者のコストを軽減。
2014	e-Residency	登録した外国人にエストニアの電子インフラを提供し、エストニアでの起業等を促進。
	Data Embassy	政府のデータを国外のサーバーにも保管し、サイバー攻撃など万一の事態に対応。

（注） 自己情報や、自己情報を閲覧した人をポータルサイトで確認可能。他者からの不適切な情報閲覧には厳しい罰則あり。 5

スウェーデン

- 納税者利便の向上等のため、1995年から、雇用者等から集まった情報を国税庁があらかじめ申告書に記入し、納税者に提供することで、納税者の税務申告を支援するサービス(「記入済申告書」)を導入。
- 公平な競争環境と適正な課税環境の確保のため、2010年から、現金取引を行う事業者は、政府が認証したレジを使用。
- 課税所得は公開されるべき情報という考え方から、税務署で個人・法人の課税所得等を公開。
- 個人番号・法人番号・ポータルサイトを活用した様々な行政サービス・民間サービスが存在し、これらが社会インフラとして定着していることも、納税手続の利便性を高めている大きな要因。

(1) ICTの活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

➤ オンラインの申告・納税手続

納税者利便の向上のため、ポータルサイトからの申告・納税を可能に。モバイル端末も使用可能。

➤ 記入済申告書(給与所得者等)

記入済となるのは、給与・利子収入等。事業所得やキャピタルゲインの取得価額等は対象外。

➤ 民間銀行が発行する電子インボイス

事業者の委託を受けて民間銀行が発行する電子インボイス発行システムが存在し、電子化が容易。

➤ 電子申告の利用状況 (2013年)

所得税:77%、法人税:75%、付加価値税:75%

(2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

➤ 雇用者等からの情報提供

適正公平な課税のため、雇用者・金融機関等が給与・利子収入等の情報を、国税庁へ電子的に提供。これらの情報を基に記入済申告書を作成。

➤ 現金取引事業者の認証レジ

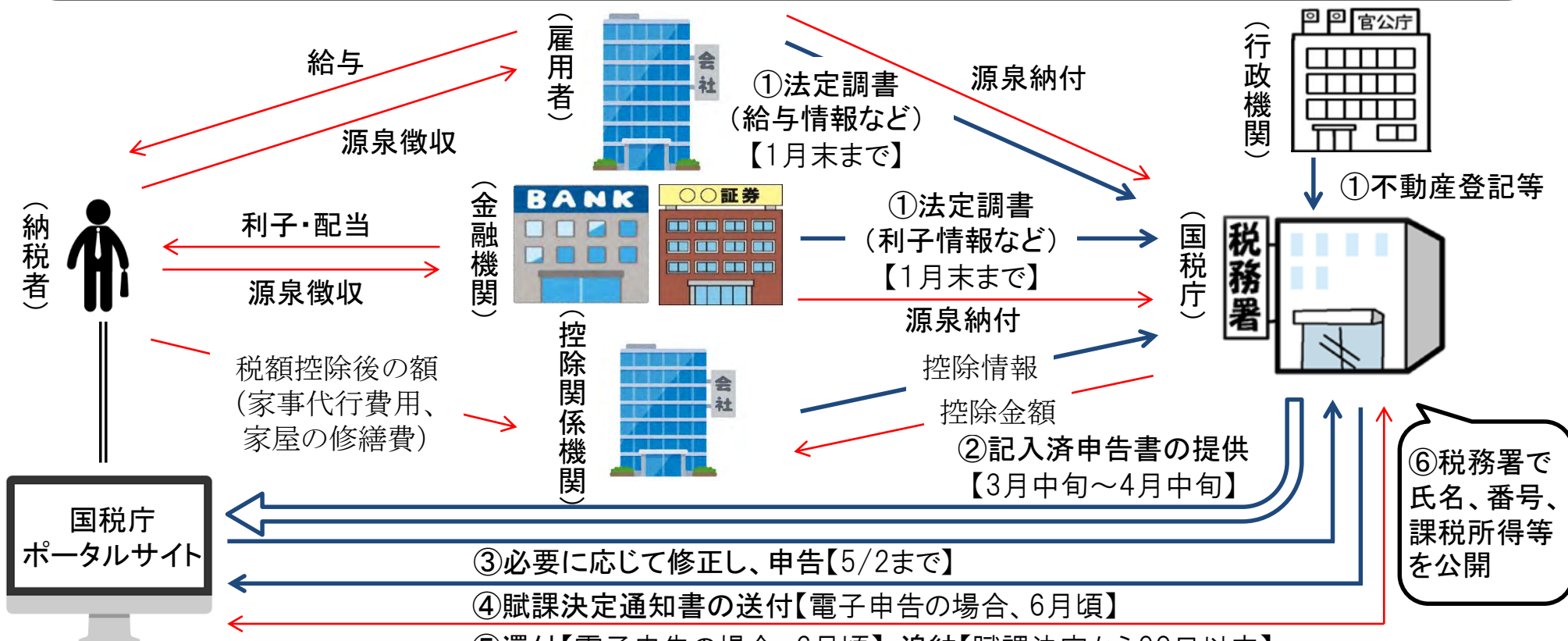
現金取引事業者は、政府が認証したレジを使用。認証レジの取引内容は改ざん不可能であり、国税庁のみが読取可能。国税庁は必要に応じて情報提供を求めることが可能。

➤ 個人・法人の課税所得等の公開

税務署のPCから個人・法人の名前、番号、課税所得(総額のみ)等を閲覧可能。

スウェーデンにおける納税者利便の向上等に向けた取組（給与所得者等の記入済申告書）

- 給与・利子・配当は源泉徴収。金融所得を含む資本所得は分離課税であるが、税額の確定・精算手続は納税者からの申告を基にした賦課課税方式。ただし、株式のキャピタルロスは、一定割合を株式以外の資本所得から控除可能。
こうした制度を背景に、納税者利便の向上等のため、1995年から給与所得者等の記入済申告書を導入。
- 記入済情報： 給与、社会保険料、利子、配当、源泉徴収額、国内公開株式の売却金額、不動産税額等。
記入済でなく納税者が記入する情報： 事業所得、国外所得、キャピタルゲインの取得価額等。
- 記入済申告書は基本的に紙で送付されるが、2016年から、事前登録により、紙の代わりにメールでの受取も可能。（2017年：紙送付は約680万枚、電子送付は約110万枚）
- 修正がなければクリックのみで申告可能。申告は義務であり、無申告者には過料が科される。

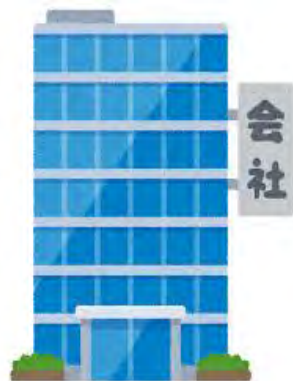


(注1) 個人所得税は暦年課税。

(注2) 地方税(所得税等)についても国税庁が徴収を行っている。

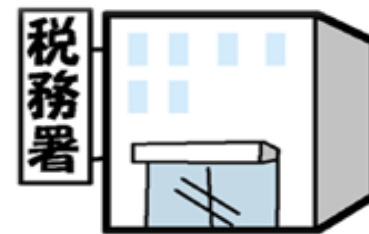
スウェーデンにおける制度の信頼性向上に向けた取組（例）

- 一般的に、国税庁は、ビジネスの情報を全て把握しようとするのではなく、事業者等が情報を適切に保存するよう促しつつ、必要に応じて情報提供を求めるという考え方を採用。
- 現金取引を行う事業者は、法律に基づき、政府が認証したレジを使用。認証レジは、適正な領収書を発行するとともに、取引情報を保存。この情報は改ざん不可能であり、国税庁のみが読取可能。国税庁は必要に応じて情報提供を求めることが可能。
- 制度の信頼性向上のため、2017年から、全てのタクシー運転手（UBER含む）が乗務情報を民間の報告センターに報告し、国税庁は必要に応じて、報告センターに対して情報提供を求めることができる仕組みを導入。
- 個人・法人の名前、番号、課税所得（総額のみ）等を税務署で公開。



- ・申告書（法人税）【毎年】
— 課税所得、年次財務データ等
- ・申告書（付加価値税）
【毎四半期等】
— 税率別取引高
- ・法定調書（給与等）
【1月末まで】

（国税庁）



必要に応じて情報提供を求める

取引情報

タクシーの
乗務情報

申告書と
取引情報等の
マッチング

税務署にて、個人・法人の情報（名前、番号、課税所得等）を公開

・現金取引事業者は政府が認証したレジを使用
・タクシー運転手は乗務情報を報告センターに報告

（注1） 付加価値税の申告書の提出周期は、課税売上高によって、毎月、毎四半期、毎年がある。

（注2） 一定の零細事業者等は、認証レジの使用が免除される。また、一定の要件の下、免除の申出が可能であり、主に大企業が免除の適用を受けている。

スウェーデン国税庁に提供される主な情報について

■ 法人からの申告書

- 法人税の申告書【毎年】（課税所得、企業の財務データ等）
- 付加価値税の申告書【毎四半期等】（税率別取引高等）

■ 法定調書【毎年1月末まで】

- 2014年現在、26種類の法定調書が存在（下記参照）。
- 大部分は、記入済申告書にあらかじめ記入される収入又は控除に関する情報。ほとんどがフローに関する情報であり、ストックに関する情報は限定的。

主な法定調書（2014年現在）

給与収入	年金収入	利子収入	負債利子	地代
投資優遇口座の残高	配当収入	証券の売却金額	分譲住宅の取得価額	

■ 行政機関からの情報【随時共有】

- 社会保険関連、事業者登録、許認可、不動産登記、車両登録、株式取引に係る情報等

※1 認証レジに保存された取引情報については、国税庁は必要に応じて提供を求めることが可能。

※2 全てのタクシー運転手が乗務情報を民間の報告センターに報告し、国税庁は必要に応じて、報告センターに対して情報提供を求めることができる仕組みを導入。

參考資料

エストニアの税制の概要

○所得税

- ▶ 個人単位の課税制度の下、給与・年金・事業所得・利子・外国法人からの配当・キャピタルゲイン等を合算し、20%の比例税率で課税(総合課税)。
- ▶ 利子については、源泉徴収後、確定申告。
- ▶ 内国法人からの配当については、個人段階では非課税(配当を支払った法人に対して課税)。
- ▶ 年2,160ユーロ(25万円)の定額の基礎控除(所得控除)が存在。18歳未満の子が2人以上いる場合、両親のうち片方の基礎控除額が、子1人当たり年1,848ユーロ(22万円)増額される(2人目以降)。
- ▶ 教育費・寄附金・住宅ローン利子の控除があるが、生命保険料・医療費の控除はない。

○法人税

- ▶ 課税標準は法人の所得ではなく、法人が支払った配当・FRINGE BENEFIT・寄附金等。法人が配当等を分配した時に課税。
- ▶ 税率は25%(80分の20)。

○付加価値税

- ▶ 標準税率は20%。書籍・新聞・雑誌等には9%の軽減税率が適用。(食料品には標準税率が適用。)
- ▶ 年間課税売上高が16,000ユーロ(187万円)以下の事業者は免税。

○その他

- ▶ 相続税・贈与税はない。
- ▶ 税率33%(事業者負担)の社会保障税が存在。
- ▶ 地方自治体が独自に地方税を課すことができるが、実際にはごく僅かしか導入されていない。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

エストニアの法人税の課税標準（イメージ）

- 課税標準は法人の所得ではなく、法人が支払った配当・フリンジベネフィット・寄附金等。法人が配当等を分配した時に課税。



課税対象



課税対象外

原料費等	収益
給与	
フリンジベネフィット	
事業に関連しない支出	
寄附金	
当期純利益	
配当	

個人単位課税

エストニアの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 所得分類は存在しない。

○ 損益通算は不可。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 勤労性の所得・金融所得ともに比例税率を適用。

主な収入の種類
(注1)

所得計算上の控除

所得分類

損益通算

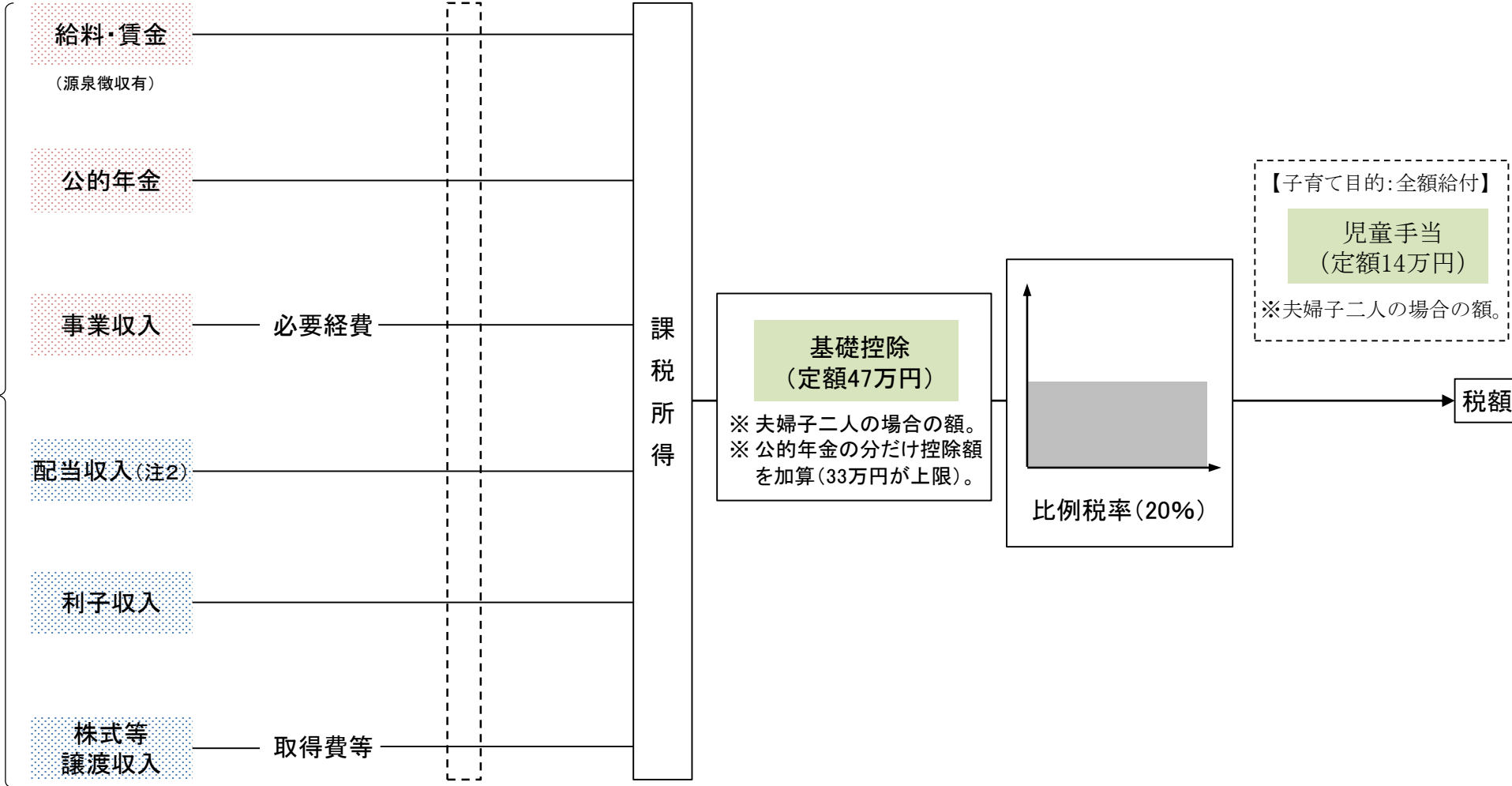
所得控除

税率構造

税額控除等

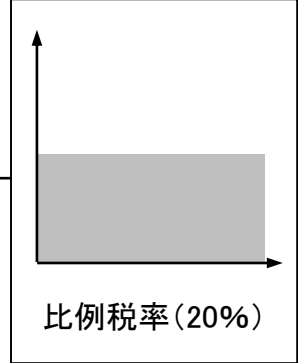
原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象

総合課税



【子育て目的:全額給付】
児童手当
(定額14万円)
※夫婦二人の場合の額。

基礎控除
(定額47万円)
※ 夫婦二人の場合の額。
※ 公的年金の分だけ控除額を
加算(33万円が上限)。



税額

(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護、児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。

(注2) 内国法人からの配当収入については、当該配当の支払時に法人に対して課税。外国法人からの配当収入については、当該配当を受け取った者の課税所得に算入。

スウェーデンの税制の概要

○所得税

▶ 個人単位の課税制度の下、

- 勤労所得(給与・年金・事業所得等)に対しては、国税分が0～25%の3段階の累進税率、地方税分が29.98%(ストックホルム市の場合。全国平均は32.12%)の比例税率、
- 金融所得を含む資本所得(利子・配当・キャピタルゲイン等)に対しては、国税分のみ30%の比例税率の分離課税(いわゆる「二元的所得税」)を採用。

ただし、資本所得内で損益通算して損失が残る場合、その一定割合を勤労所得税額・不動産税額から控除可能。

▶ 利子・配当については、源泉徴収後、申告。

▶ 所得金額に応じて控除額が変化する基礎控除(所得控除)が存在。

▶ 生命保険料・医療費・寄附金の控除はない。家事代行費用や家屋の修繕費に関する税額控除がある。

○法人税

▶ 税率は22%。

○付加価値税

▶ 標準税率は25%。食料品等には12%、書籍・新聞・雑誌等には6%の軽減税率が適用。

▶ 事業者免税点制度はない。

○その他

▶ 相続税・贈与税は2004年に廃止。富裕税は2008年に廃止。

▶ 事業者負担の失業保険料・健康保険料等(計31.42%)、労働者負担の年金保険料(7%)が存在。

▶ 地方税(所得税等)についても国税庁が徴収を行っている。

個人単位課税

スウェーデンの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 資本所得に対しては、勤労所得に係る最低税率とほぼ等しい比例税率で課税する二元的所得税を採用。

○ 金融所得を含む資本所得は、比例税率で課税。

主な収入の種類 (注1)

所得計算上の控除

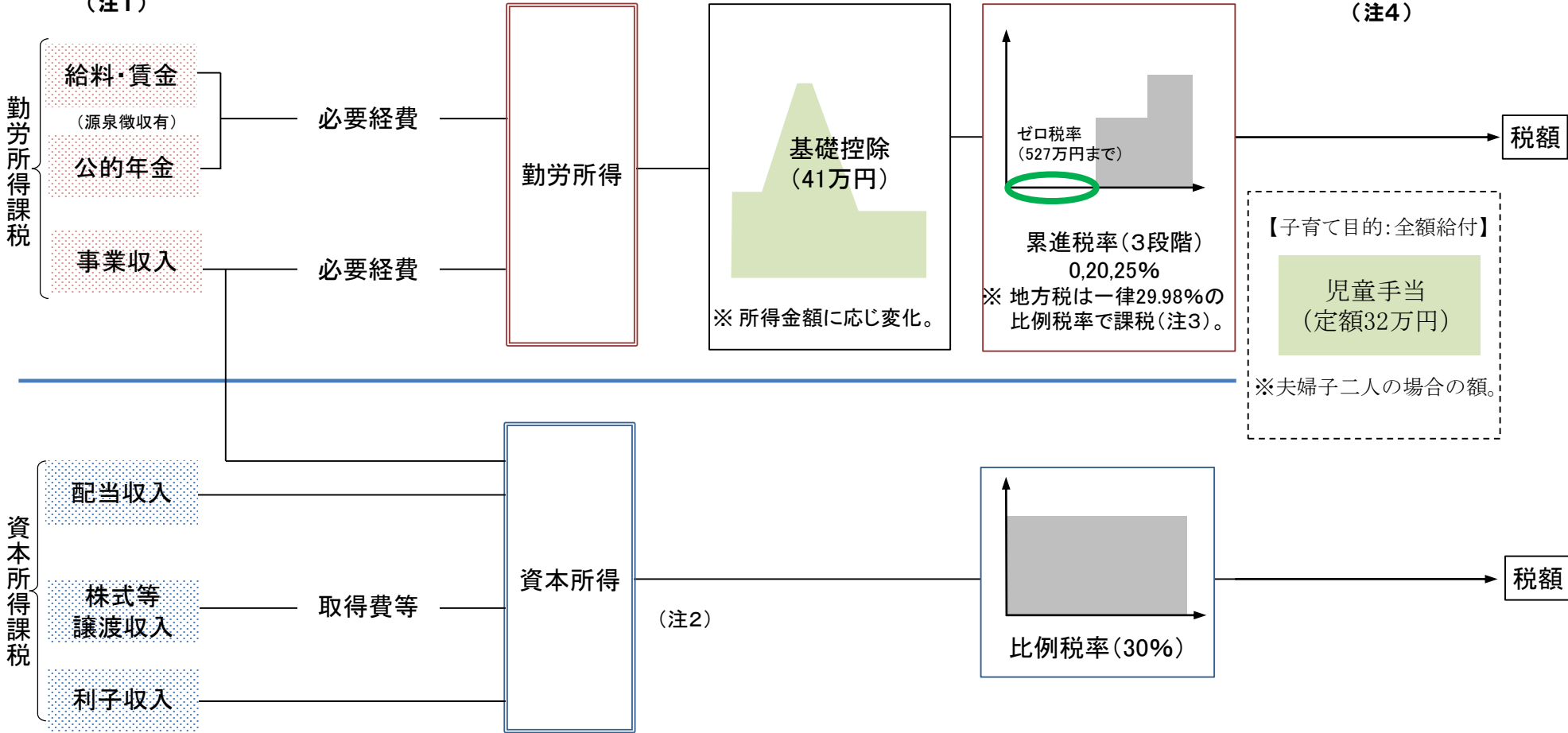
所得分類 損益通算

所得控除

税率構造

税額控除等 (注4)

勤労所得・資本所得(注1)に該当しないものは課税対象から除外。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ=12円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。
 (備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。勤労所得・資本所得のいずれの所得分類にも当てはまらないものについては非課税。帰属家賃への課税については、1991年の二元的所得税導入時に廃止。
 (注2) 資本所得の損失については、資本所得の間で損益通算可能(一定の制限あり)。
 (注3) ストックホルム市の場合。なお、2017年における地方税率の全国平均は32.12%である。
 (注4) 地方税額を控除額の上限とする勤労税額控除が存在。

